

第2回 コミュニティセンター検討委員会会議次第

日時 平成25年8月28日(水)午後2時

場所 多目的研修センター2階 円卓会議室

開会

I 開会

- 1 委員長あいさつ
- 2 まちづくり推進課長あいさつ

II 会議（協議事項）

- 1 会議録等の取扱いについて
- 2 コミュニティセンターの管理及び運営の範囲について
- 3 コミュニティセンターの業務内容とまちづくり協議会の業務内容について
- 4 公民館の事業（社会教育・生涯学習）について

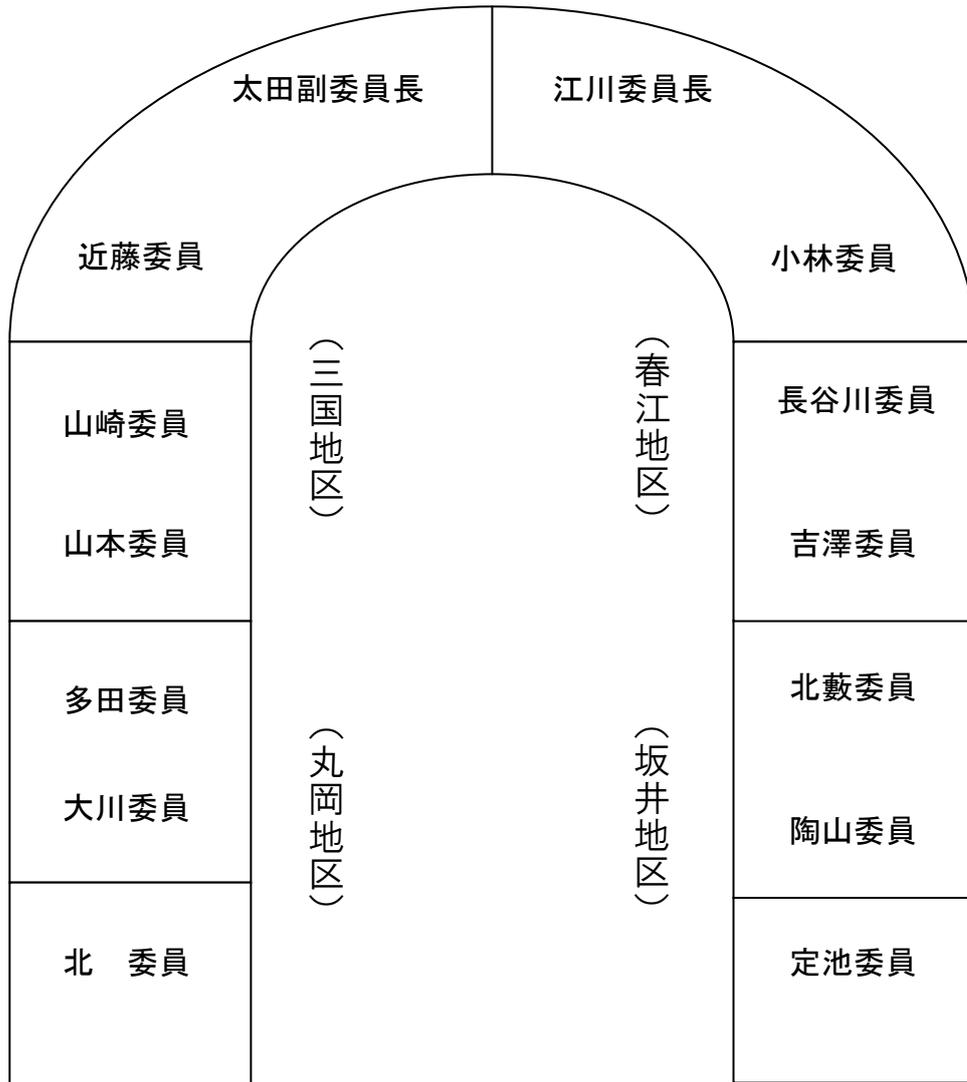
III その他

- (1) 先進地視察研修について
 - ・ 予定日 平成25年10月3日(木)
 - ・ 視察先 午前：近江八幡市役所
午後：近江八幡学区まちづくり協議会
- (2) 次回の検討委員会の開催日について
 - 月日：平成25年10月22日(火)
 - 時間：午後2時
 - 会場：多目的研修センター 3F 大ホール

閉会

坂井市コミュニティセンター検討委員会 座席表

《 第 2 回 》



(事 務 局)

武曾課長 (生ス課)	前川次長 (教 委)	杉田部長 (教 委)	新開部長 (総務部)	岡部課長 (まち課)
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

濱中補佐 (三 地)	高橋補佐 (丸 地)	小林補佐 (春 地)	廣田次長 (坂 支)	南出補佐 (まち課)
---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

中田主任 (生ス課)	古川主任 (まち課)
---------------	---------------

入
口

入
口

第2回コミュニティセンター検討委員会

H25.8.28

1. 会議録等の取扱いについて

2. コミュニティセンターの管理及び運営の範囲について

【資料1参照】 先進地の状況

【コミュニティセンターにおける先進地の事例】

【近江八幡市】

協働のまちづくりを推進する観点から、平成22年4月より、公民館をコミュニティセンターに移行し、まちづくり活動の拠点施設とする。

- コミュニティセンター体制検討委員会：H20.9.29 ～ H21.5.8（5回）
- コミュニティセンターは公設公営でセンター長（非常勤特別職）と臨時職員（市雇用）で建物の管理及び貸館業務等の運営を行う。
- これまで公民館が行っていた各種のコミュニティ事業は、まちづくり協議会に移管され、センター職員及びまち協職員が中心となって、まち協の各部会において運営を行う。
- コミュニティセンター内にセンター職員（市雇用）とまちづくり支援員（まち協雇用）が同居する形で業務を行っているが、業務を分けることなく相互が連携し協力しながら業務を行っている。
- 従来の公民館講座等は、中央公民館が企画し、各コミセンに依頼。

【近江八幡学区まちづくり協議会】

基本理念は、「学区の特性を生かした、学区民のためのまちづくり」まちづくり活動は、みんなで考え、みんなで行動すると考え、自治会（区長会）との連携を重要と位置づけている。

まちづくり協議会は、「自分たちの地域の課題を把握し、自分たちで考え、行動するため、住民アンケートを実施し地域の課題を見つけ出し、まちづくり計画を立案し実行している。

⇒どの活動も学区民のみんなが住んでいてよかった、これからも住み続けたいと思えるまちづくりをするためであることを忘れずに活動を行う。

【富山県射水市】

豊かな地域社会の実現に向け、市民活動を促進し、市民が主体的にまちづくりを行うことを目的として、平成23年4月より、市内27の公民館をコミュニティセンターに移行し、まちづくり活動の拠点施設とする。

- コミュニティセンターの管理運営は、指定管理者制度を導入
- 生涯学習を担保するため、生涯学習振興指針を作成、生涯学習推進委員を委嘱し、生涯学習推進協議会を設立、富山県公民館連合会に加入
- これまでの公民館は、特定の人が利用する施設であったが、コミュニティセンターになり、地域振興会が運営することになり、地区内の市民交流が活発になり、自主的な活動に繋がった。

【射水市海老江地域振興会】

海老江地域振興会は、昭和28年に海老江自治連合会が設立、昭和37年に富山新港対策海老江振興会が設立され、昭和52年に組織が統合し現在に至る。

元々、母体となる組織が存在していた。

長期的展望のもとに、地区の特性を生かしたまちづくりについて行政に提言するためビジョンを作成することになり、住民が自主的かつ積極的にまちづくりに取り組むことになる。

目指すまちづくりは、海老江に住む人や訪れる人々に安らぎと潤いを与え、豊かさと活力を実感できるまちづくりである。

⇒愛情と誇りを持って、自分たちのアイディアを出し合って「住み続けたい、住んでよかった、住んでみたい」と言われるまちづくり世代間の繋がり交流を大事に行っている

- ① 行政と地域住民の信頼関係
- ② お互いの立場と役割を理解し、補い合うこと
- ③ 今行っている活動を、どう次世代に伝え後継者を育てるかが大きな課題
- ④ 自分たちでできることは自分たちで行う

● 先進地の事例から

① まちづくり協議会が「自分たちのまちは、自分たちで考え、行動する」という、自主的、主体性を持って、地域課題を検証し取り組んでいる。

⇒市民の意識の高さ、拠点となる公民館長（センター長）のコーディネート力が重要となってくる。

- ② まち協からは行政からの下請けややらされているというような意識は存在しない。
- ③ 交付金の柔軟な運用が図られている。
- ④ 市とまち協との役割分担が明確になっている。
- ⑤ 区長会を中心として、各地域の各種団体がまち協の構成組織となり組織体制が確立されている。
- ⑥ 区長会との連携が重要と捉えている。

3.コミュニティセンターとまちづくり協議会の業務内容について

【資料2参照】 近江八幡市のコミュニティセンター・まちづくり協議会の状況

【まちづくり協議会が地域活動を行う意義】

「坂井市まちづくり基本条例」第30条では、地域の特性を活かした豊かなまちづくりを目指し、一定のまとまりのある区域において地域づくり活動を行う組織として、「まちづくり協議会」を位置づけている。

【コミュニティセンターの役割】

● コミュニティセンターの位置づけ

コミュニティセンターは、「協働のまちづくりを促進し、特色ある地域社会の形成に資するとともに市民のコミュニティ活動の拠点施設」となり、主に次の事業に供する。

- ① 市民と行政が協働のまちづくりを促進するための事業
- ② 住みよい特色ある地域社会の形成に資するための事業
- ③ 市民が自主的に交流し、相互の連携を図り、コミュニティ活動を促進するための事業
- ④ 社会教育及び生涯学習における「学び」の場の提供のための事業

● コミュニティセンターの業務

地域の活動拠点として有効に活用されるよう、以下の業務を行う。

- ① 施設の維持管理業務
- ② 施設の貸館、備品等の管理・貸し出し業務
- ③ まちづくり協議会等との連携
- ④ その他

【まちづくり協議会の役割】

● まちづくり協議会の役割

まちづくり協議会は、条例で位置づけしているように地域コミュニティ活動を行う組織として、地域の実情や課題を踏まえた事業を展開することにより、住みよい地域づくりの実現を目指す。

● まちづくり協議会が担っている主な業務

従来、市が行っている業務（公民館で行っている）の仕分けを行い、地域住民を対象とした各種事業は、まちづくり協議会が中心となって行うこととなる。

検討委員会にて協議することとなるが、想定される業務としては次のものが考えられる。

（運営（ソフト部門）のみ列記）

- ① 地域コミュニティづくりのための事業
- ② 地域の課題解決のための事業
- ③ 構成各種団体の育成等
- ④ 教育委員からの受託事業（公民館で行っている事業）

4.公民館の事業について

公民館は、地域住民の学習や文化活動の拠点であると同時に、教育機関（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条で規定）として位置づけられています。そのため、様々な事業が行われていますが、社会教育法第22条では、公民館の事業として次の6項目をあげています。

1. 定期講座を開設すること。
2. 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
3. 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
4. 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
5. 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
6. その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

その内容を現状に即して大まかに整理すると、公民館の事業は、①主催事業、②相談・援助、③施設・設備の提供、に分類することができます。

① 主催事業

主催事業は教育機関の事業として、館ごとに重点目標を掲げ年間事業計画に基づいて行われます。公民館事業のうち主催事業が最も多様であり、地域住民の生活課題や地域課題解決に向けた取り組みとして柱になるものです。

坂井市の公民館では、学習・文化、体育・レクリエーション、青少年と言った幅広いジャンルの事業が学級・講座、講演会、大会、つどい等の様々な形態で実施されています。

社会教育活動の目的は、単なる知識や技術の習得ではなく、事業という形を取りながら地域住民の交流を図り、地域課題の解決を目指して、住民の要求に応じていくことであり、住民がどんな課題を持っているか、どういう学習意欲・関心があるかを把握したうえで事業に反映させることが大切です。

公民館まつり・ふれあいまつり・フェスティバル・講演会・コンサートなどの開催（まち協との共催が増えている）

定期講座・短期講座の開設（3年継続したら自主講座・自主サークルへ移行）

社会教育学級・講座の開設（青少年・高齢者・女性等の対象を分けて実施）

② 相談・援助

主催事業は、公民館がある目標を持って地域住民に呼びかける事業であるのに対し、相談や援助は個人や団体・サークルの求めに応じて利用者の声を聞く良い機会となるものです。

内容に応じた多様な対応ができるように、常に情報のアンテナを張り巡らし、必要に応じて人と人、団体と団体を結びつけていくなどの積極的な姿勢が必要です。

相談と援助の内容については以下のような事例が考えられます。

- ・ 資料や学習教材の貸出しや提供
- ・ サークルや指導者に関する学習情報の提供や関係機関の紹介
- ・ サークル運営上の問題や活動の発展のために行う助言
- ・ 団体・サークル活動の活性化のための共催事業の実施

地域住民活動の支援

区長会・まちづくり協議会を始めとした社会教育団体等の活動の支援

自主講座・自主サークル等の支援

③ 施設・設備の提供

公民館は、地域づくりを始め団体・サークルなどの活動の場であり、地域活動の拠点となっています。

坂井市では、活動拠点となる公民館に団体登録を行い、年間を通じた計画的な利用ができるよう配慮しています。

今後さらに、住民に開かれた公民館を目指すためには、新たな利用者増を図るとともに、利用者と職員、利用者同士のコミュニケーションを一層促進して、単なる貸館にならないよう意識することが必要です。

地域住民の交流場所

区長会・まちづくり協議会を始めとした社会教育団体等の活動場所

自主講座・自主サークル等の活動場所